

随意契約理由書（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号該当）

業務名称：一級河川 第二寝屋川 農業用水管漏水対策緊急工事

本農業用水管は、第二寝屋川開削工事に伴う機能補償のため、農繁期における沿川農地への送水を目的として、昭和 43 年に設置された施設です。

当該施設は取水ポンプ、調圧水槽、送水管、及び弁類で構成されており、取水ポンプ及び調圧水槽については楠根川沿岸土地改良区（平成 26 年 9 月に引継ぎ）が、送水管及び弁類については寝屋川水系改修工営所が管理しています。

今般 8 月 24 日に、運用中の調圧水槽付近で漏水が発生するという不具合事象が発生しました。翌日から土地改良区が調圧水槽の漏水点検を実施したものの痕跡はなく、送水管からの漏水である疑いが 9 月 1 日に判明しました。

9 月 2 日に当事務所が試掘調査を行ったところ、埋設されている配管（鋼管）部分（GL-1.5m）に幅 25cm、高さ 15cm 程度の腐食による穴が確認され、周辺の土砂が流出していることも確認しました。

当該埋設配管は昭和 43 年の設置以来、50 年以上が経過した鋼管で、腐食による劣化が激しいため部分的な補修対策は不可能であること、漏水箇所以外の鋼管も同様に腐食していることが容易に予見されること、また、再度漏水が発生した場合は、隣接する民地や道路の地盤沈下、陥没事故になる恐れが非常に大きいため、同時期施工の鋼管部分の取替を行うこととします。

府民の生命、財産に著しい危険が生じる恐れがあり、特に急迫を要するため、本送水管の不具合内容、構造に精通していること、かつ不具合部品の早期調達が必要であることから、当該施設の点検整備業務の受注者であり、9 月 2 日の試掘調査の立会者であり、東大阪市の公認業者である、三和管工(株)と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、特に急迫を要する緊急工事であることから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 3 号（作業前において、修理、修繕すべき箇所の特定ができないため、適正な比較見積が期待しえないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。